

# 商品概要説明書

項 目	内 容
1.商品名	大口定期預金
2.販売対象	法人及び個人
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>・満期日指定方式(期日指定) 1ヶ月超5年未満</li> <li>・定型方式の場合は預入時の申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます</li> </ul>
4.預入	
(1)預入方法	一括預入
(2)預入金額	1,000万円以上
(3)預入単位	1円単位
5.払戻方法	満期日以降に一括して払戻します
6.利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> </ul>
(1)適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時(又は継続時)の店頭表示の利率を満期日まで適用します</li> <li>・中間利払率は「預入時の約定利率×70%」とします(小数点第3位以下切捨)</li> </ul>
(2)利払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型・期日指定とも、預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います</li> <li>・定型で、預入期間2年以上のものは中間利払日(1年毎の応答日)及び満期日以降に分割して支払います</li> <li>・期日指定で2年超3年未満のものは中間利払日(1年目の応答日以降)及び満期日以降に分割して支払います</li> <li>・期日指定で3年超5年未満のものは中間利払日(1年毎の応答日)及び満期日以降に分割して支払います</li> <li>・中間利払方法(預入日を起算とした1年毎の応答日) <ul style="list-style-type: none"> <li>①現金払い又はご指定の口座への振替の方法があります</li> <li>②約定利率の70%と満額ではありませんが残は満期日に調整します</li> </ul> </li> </ul>
(3)計算方法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算とします
7.税金	利息には20%の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります

# 商品概要説明書

項 目	内 容
8.手数料	—
9.付加できる特約条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます</li> <li>・当座貸越は担保定期預金の90%最高200万円まで利用可(1,000円未満切捨) (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.8%を上乗せした利率)</li> </ul>
10.中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は下記の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払戻します</p> <p>ただし中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します</p> <p>①預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合には次のA、B及びC(B及びCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします)のうち最も低い利率とします</p> <p>A: 解約日における普通預金の利率</p> <p>B: 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C: 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます</p> <p>②預入日の1ヶ月後の応答日以降に解約する場合には、次のA及びBの算式により計算した利率(小数点第4位以下切捨て。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします)のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A: 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B: 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p>
11.金利情報の入手方法	金利は当HP内の金利一覧や店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい
12.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> <li>・<b>預金保険制度の対象商品です</b></li> </ul> <p>金融機関が破綻した場合、他の預金と合算して預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護されます</p>